

笠山町々内会会則

第1章 総 則

第1条 (名称および事務所)

本会は、草津市笠山町々内会（以下町内会という）と称し事務所を会長宅に置く。

第2条 (会 員)

本会は、本会の定める区域に在住し、町会費を納めたもの（以下会員という）で構成する。

第3条 (目 的)

本会は、会員の親睦と相互扶助により地域社会の発展と住民福祉の増進をはかることを目的とする。

第4条 (組織運営)

本会は、次の組を置いて運営する。

- 第1組、第2組、第3組、第4組、第5組
- 第6組、第7組、第8組、第9組、第10組
- 第11組、第12組、第13組、第14組、第15組

第2章 事 業

第5条 (事 業)

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民相互の連絡、交流・親睦・慶弔に関する事項
- (2) 防犯、防災および安全に関する事項
- (3) 人権意識の普及、高揚に関する事項
- (4) 美化・清掃、環境整備に関する事項
- (5) 文化の向上および体育振興に関する事項
- (6) 地域福祉および健康増進に関する事項。
- (7) 施設等の維持管理と利用増進に関する事項
- (8) 文化財保護に関する事項
- (9) 行政および各種団体との連絡調整に関する事項
- (10) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 役 員

第6条 (役 員)

本会は、次の役員を置く。

- (1) 執行役員 会 長 1名 副会長 若干名
会 計 1名、庶 務 若干名
- (2) 組長 各組 1名
- (3) 会計監査 2名

第7条 (役員選出方法)

会長、副会長、会計、庶務および会計監査は、別に定める役員選考委員会で選考し総会の承認を得るものとする。

- 2. 庶務は会長が委嘱し総会の承認を得る。
- 3. 組長は、組ごとに選出する。

第8条 (役員の任務)

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その順位により職務を代行する。
- 3. 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4. 庶務は、本会運営に必要な事務ならびに会長の委託する業務を分掌する。
- 5. 組長は、組を代表し、会務に協力する。
- 6. 会計監査は、本会の会計を監査する。

第9条 (役員の任期)

役員の任期は、原則として就任から次の定例総会までの1年とし、再任は妨げない。

但し、組長の任期は、組ごとの定めによる。

第4章 専門部・専門委員会等

第10条 (専門部・専門委員会)

第5条の事業遂行のため、専門部ならびに専門委員会を設置し、次のとおり業務を分掌する。

専門部 (事業の企画に関する分野)

- (1) 広報部…町内会活動の広報に関する事項
- (2) 体育部…スポーツと健康に関する事業企画
体育委員会の組織運営
- (3) ふれあい事業部…住民の交流および
生涯学習に関する事業企画

専門委員会 (事業実施に関する分野)

- (1) 体育委員会…体育部の計画する事業運営
- (2) 自主防災会…防火・防災の啓発ならびに
消火設備の管理
- (3) 地域安全委員会…防犯意識の啓発ならびに
防犯施設の管理
- (4) 施設管委員会…笠山会館および町内会が管理する施設（行政受託を含む）の保全

第11条 (委員の構成)

専門部ならびに専門委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 専門部は、会長もしくは部会を統括する役員から委嘱された者で構成する。
- (2) 専門委員会は、会長の委嘱者および各組で選出された委員で構成する。
- (3) 体育委員会は、体育部および各組から選出された委員で構成する。

第12条 (特別委員会)

会長は、役員会の了解のうえ、特別委員会を設置できるものとする。

第13条 (顧 問)

本会に、顧問を置くことができる。

- 2. 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第5章 会 議

第14条(会 議)

本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総 会

定例総会は、毎年1回4月に開催するものとし、会長が招集する。

必要に応じ、会長は、臨時総会を招集することができる。

(2) 役員会(組長会)

原則として月1回開催するものとし、会長が招集する。

(3) 専門部会・専門委員会

必要に応じて開催するものとし、所轄の責任者が招集する。

(4) 運営委員会・実行委員会等

町内役員、専門部もしくは専門委員会の事業運営の必要に応じて開催するものとし、会長が招集する。

第15条(総 会)

総会は、最高の決議機関であり次の事項を審議する。

(1) 事業の報告ならびに事業計画の承認に関する事項

(2) 予算ならびに決算の承認に関する事項

(3) 役員の承認に関する事項

(4) 会則の改廃に関する事項

(5) その他本会の運営について重要な事項

2. 総会は、代議員制とし、出席者は次のとおりとする。

(1) 執行部…町内役員(新・旧)

(2) 代議員…各組5名。但し会場その他の都合により組長会で調整決定することができる。

第16条(役員会)

役員会は、町内会の運営に関する調整ならびに事業の実施方法について審議する。

2. 組長は、会議に出席できない場合、必ず代理人を出席させるものとする。

第6章 会 計

第17条(経 費)

本会の経費は、会費、協力金、市交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 経費の区分については、原則として総会で承認された予算の分類に従うものとする。但し、どの区分にも属さない重要性のある支出については、会計は適当な区分名称を設けることとする。

第18条(会 費)

本会の会費は1世帯につき1ヶ月500円とする。但し、必要があるときは、役員会の合意により別途臨時会費として徴収する。

第19条(協力金)

本会は、町内の事業所または事業所を有する会社等から協力金を徴収する。

徴収額については、別に定める。

第20条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 弔 意

第21条(弔慰)

会員もしくは会員の同居世帯人が死亡した場合は、次のとおり弔意を表する。

門楹1対またはこれに準ずる内容

若しくは弔慰金5,000円

2. 前項に規定する事項が発生した時は、組長はただちに会長に連絡するものとする。

第8章 そ の 他

第22条(書類の保存)

本会に必要な次の書類は事務所に保存する。

会員名簿、契約書、党書、資産台帳、

地籍簿、丈量図、役員名簿、予算書

決算書、収入支出関係書類、会議議事録

事務引継書類、その他重要な往復文書

第23条(委 任)

本会則に定めのない事項は、会長が役員会の決議を経て決定する。

(付記) この会則は、昭和63年4月1日より施行する。

平成22年4月11日 一部変更

平成25年4月21日 一部変更

平成28年4月17日 一部変更

平成30年4月15日 一部変更